

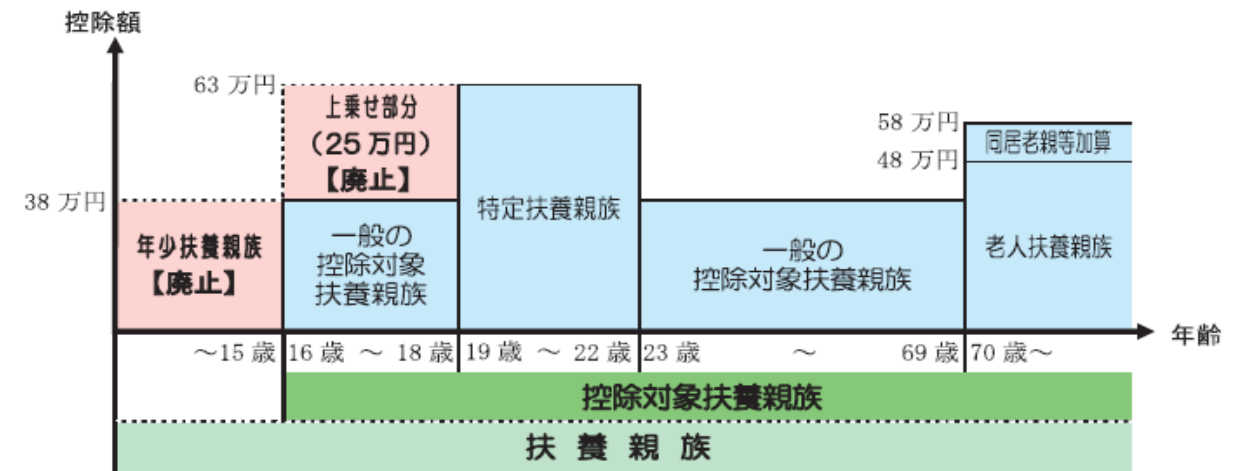
子供手当の支給に伴い、所得税法が改正され、下記のように扶養控除の見直しが行われました。源泉徴収事務を行うにあたりご注意ください。

[扶養控除の見直し]……年齢 16 歳未満の扶養親族に対する扶養が廃止され、扶養控除の対象が年齢 16 歳以上の扶養親族とすることとされました。

[特定扶養親族の範囲の変更]……年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族に範囲が変更されました。年齢 16 歳以上 19 歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25 万円)が廃止され、扶養控除の額は 38 万円とすることとされました。

年齢別の扶養控除の概要は下記の表のように変わります。

表 1 【年齢別の扶養控除の概要】



詳細につきましては、担当者までお尋ね下さい。

職員紹介 25

氏名:小貫幸男 入所年月日:昭和54年4月 所属課:第3課 課長



課の職員が作成した決算・申告書等の見直しも私の仕事です。近年の厳しい経済環境の中、黒字決算企業の数が増えています。財務の面からどの様に企業の方向性を出していけば良いか、担当職員と一緒に検討をしています。これからもベストなアドバイスができるよう頑張っていきたいと思っています。監査担当者としては、できるだけ早く、正確な財務データを提供できるよう努力しています。これからも経営に役立つ情報を提供できればと思っています。

所内では、FX2、PX2等の財務ソフトを使った財務自計化、継続MASシステムを使った、次期経営計画の実施、決算申告書の書面添付等の推進を担当しています。

また、インターネットが急速に普及する中で、電子申告や電子納税に対応できるよう所内の体制作りをしています。今後も宜しくお願い致します。

[上司の一言]

勤続31年、仕事ぶりはいって堅実、会計事務所向き。課員5名の課長です。(所長代理 殿岡勝夫)

編集後記

研修会のテーマにつきましては、関与先の皆様へのアンケートの結果を参考にさせて頂きました。ご協力ありがとうございました。年末調整の時期が近づいて参りました。税務署からも関係資料が郵送されてきていることと思います。早めの準備をお願い致します。(高橋毅志)

事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第84号
2010年11月25日
<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川税務会計事務所
(株)布川計算センター
編集責任者 高橋毅志

研修会を開催しました

第4課 石川吉夫

10月7日(木)に当事務所の顧問布川博良弁護士を講師として、当事務所研修室に於いて第7回目の関与先の皆様向けの研修会を開催しました。

研修会のテーマは、「生前贈与が相続に与える影響について」です。特に「遺産分割」については、具体的な事例をあげ分かりやすく大変参考になりました、という感想も頂きました。

今回は、関与先の皆様以外の方のご参加も多くなり50名以上の方においで頂き、担当者として大変嬉しく思っております。今後も、関与先の皆様のお役に立てる研修会を開催したいと思いますので、ご意見・ご要望等ございましたらお寄せ下さい。

[当日研修会で使用しましたレジメ「生前贈与が相続に与える影響について」がございますので、ご希望の方はお申し付け下さい。]<http://www.nunokawa.co.jp/seizenzouyo.pdf>

* 研 修 風 景 *



(所長あいさつ)



(講師の布川博良弁護士)



(熱心に聞き入る参加者の皆さん)

